

2021年9月22日

各位

未利用口座手数料新設に伴う預金規定改定のお知らせ

株式会社 山形銀行

無利息普通預金（総合口座型、通帳不発行口を含む）を新設する「未利用口座手数料」の対象としないことから、同預金に関する預金規定を一部改定いたします。

1. 改定する預金規定

- (1) 無利息普通預金（決済用預金）規定
- (2) 無利息普通預金（決済用預金）規定（通帳不発行口）

2. 改定内容

- (1) 無利息普通預金（決済用預金）規定

次の条項を追加します。また、この条項より後の条項については条文番号を順次繰り下げます。

5. （無利息普通預金の「普通預金規定第18条」、「総合口座取引規定第22条」に係る取扱い）
無利息普通預金、無利息総合口座普通預金は「普通預金規定第18条」、「総合口座取引規定第22条」に基づく未利用口座手数料の対象にはなりません。

- (2) 無利息普通預金（決済用預金）規定（通帳不発行口）

次の条項を追加します。また、この条項より後の条項については条文番号を順次繰り下げます。

4. （無利息普通預金の「普通預金規定（通帳不発行口）第19条」に係る取扱い）
無利息普通預金の「普通預金規定（通帳不発行口）第19条」に基づく未利用口座手数料の対象にはなりません。

3. 改定日：2021年10月1日（金）

【参考】2021年8月6日付けニュースリリース

[『普通預金・貯蓄預金口座を対象として「未利用口座手数料」の導入および「預金口座解約手続きの簡素化」について』](#)

以上